

平成24年3月1日
東京湾再生推進会議幹事会

最終評価とりまとめ及び平成25年度以降の取り組み方針について

1 これまでの施策の実施状況及びその成果

(1) 陸域対策

下水道施設の整備、高度処理の促進、農業集落排水施設の整備、浄化槽の合併処理浄化槽への転換、合流式下水道の改善、河川直接浄化施設の整備、森林の整備・保全等を計画的に行い、陸域からの汚濁負荷の軽減を実施。

(2) 海域対策

海域における環境改善対策として、汚泥浚渫、覆砂、浮遊ゴミ等の回収、浅場・藻場等の創出・再生、生物に配慮した護岸構造物等への改良、深堀跡の埋戻し等を着実に実施している。また、環境の変化を身近に市民が体感・実感できるような場所であるアピールポイント（第2回中間評価で報告）において、海底清掃やイベントの開催など各種施策を実施している。

(3) モニタリングの実施状況

東京湾全体における水質、底質、底生生物、赤潮等発生状況、流れについてのモニタリング、アピールポイント毎に定めた指標についてのモニタリングの実施によるモニタリングの充実。データの整理・解析、集約・管理、Webサイトの充実・相互リンクの設定によるデータの共有及び発信。一般市民を対象としたイベント、シンポジウム、啓発活動の実施による市民参加型のモニタリング活動の実施。東京湾水質一斉調査を平成20年度より毎年夏季に実施。

2 「東京湾再生のための行動計画」最終評価のとりまとめ方針

底層における溶存酸素量（DO）に顕著な変化は認められなかったが、DO悪化の原因となる汚濁物質濃度の減少や、再生された干潟や浅場で生物の生息が確認される等、モニタリング結果において施策の効果と見られる変化が出ており、また、環境省等によるシミュレーションにおいては長期的に底層のDOが改善する傾向を示している。このような結果をふまえ、これまでの施策を評価し、間断なく次の施策に取り組むことができるよう、関係各省庁・自治体等が協力しながら、東京湾再生のための行動計画」の最終年度である平成24年度中に最終評価をとりまとめることとする。

3 「東京湾再生プロジェクト」に係る平成25年度以降の取り組み方針について

本プロジェクトについては、平成15年度から10年計画で各種施策を実施してきた結果、水質改善の目標の指標としている底層DOに著しい変化は認められないものの、陸域・海域の各施策の実施による効果と見られる変化がモニタリング結果で捉えられる等、一定の成果が得られているところである。このようなことから、平成25年度以降においても、関係各省庁・自治体等が協力し、首都圏にふさわしい「東京湾」を創出するという目標の達成に向け、適切な体制を維持していくことが必要である。

平成24年2月27日
東京湾再生推進会議
陸域対策分科会

最終評価とりまとめ及び平成25年度以降の取り組み方針について

1 これまでの施策の実施状況

下水道施設の整備、高度処理の促進、農業集落排水施設の整備、浄化槽の合併処理浄化槽への転換、合流式下水道の改善、河川直接浄化施設の整備、森林の整備・保全等を計画的に行い、陸域からの汚濁負荷の軽減を実施。

2 「東京湾再生のための行動計画」最終評価のとりまとめ方針

- ・基本的に、第2回中間評価の方法と同様に、個別施策の評価を実施すると共に、「行動計画」の取組の10年における、陸域対策の実施状況とこれによる東京湾の水環境の改善状況について評価を実施する。
- ・「行動計画」の施策の実施状況について、行動計画時の施策実施予定量と、実際の施策実施量との比較評価を行う。
- ・陸域対策の実施により、東京湾の水質がどの程度改善されたかについて、実際の水質モニタリング結果による評価を行う。
- ・これまでの施策を評価し、間断なく次の施策に取り組むことができるよう、関係各省庁・自治体等が協力しながら、「東京湾再生のための行動計画」の最終年度である平成24年度中に最終評価をとりまとめることとする。

3 「東京湾再生プロジェクト」に係る平成25年度以降の取り組み方針について

- ・陸域対策は着実に進められており、平成25年度以降においても、関係各省庁・自治体等が協力し、首都圏にふさわしい「東京湾」を創出するという目標の達成に向け、適切な体制を維持していくことが必要である。

平成24年2月21日
東京湾再生推進会議
海域対策分科会

最終評価とりまとめ及び平成25年度以降の取り組み方針について

1 これまでの施策の実施状況

・海域における環境改善対策として、汚泥浚渫、覆砂、浮遊ゴミ等の回収、浅場・藻場等の創出・再生、生物に配慮した護岸構造物等への改良、深堀跡の埋戻し等を着実に実施している。また、環境の変化を身近に市民が体感・実感できるような場所であるアピールポイント（第2回中間評価で報告）において、海底清掃やイベントの開催など各種施策を実施している。

2 「東京湾再生のための行動計画」最終評価のとりまとめ方針

・平成25年度より次期計画を運用させるためには、平成24年度に最終評価のとりまとめを行うことが必要。その際、行動計画の目標である底層DOの評価のみならず、アピールポイントにおける底質、生物、水質などの指標についても評価を行う。これらの指標の評価を行う際は、有識者等の助言をいただきながらとりまとめることが望ましい。

3 「東京湾再生プロジェクト」に係る平成25年度以降の取り組み方針について

・底層DOに著しい変化は認められないものの、COD、窒素、リンの発生汚濁負荷量については減少傾向が見られる。行動計画に定められた目標を達成するためにも、継続して実施していく必要がある。

・次期計画では、現計画において唯一の指標である底層DOに加えて、底質、生物、水質などに関連する適切な指標を設定し、海域における取り組み等の効果を多様な視点から評価でき、かつ、わかりやすく示せることが必要である。

・次期計画の目標・指標の設定に際しては、科学的な知見のほか、総合的な評価を行うための幅広い知見を必要とすることから、有識者等の助言を得ながら進める体制とするべき。

平成24年2月29日
東京湾再生推進会議
モニタリング分科会

最終評価とりまとめ及び平成25年度以降の取り組み方針について

1 これまでの施策の実施状況

東京湾全体における水質・底質・底生生物・赤潮等発生状況、流れについてのモニタリング、アピールポイント毎に定めた指標についてのモニタリングの実施によるモニタリングの充実。データの整理・解析、集約・管理、Webサイトの充実・相互リンクの設定によるデータの共有及び発信。一般市民を対象としたイベント、シンポジウム、啓発活動の実施による市民参加型のモニタリング活動の実施。東京湾水質一斉調査を平成20年度より毎年夏季に実施。

2 「東京湾再生のための行動計画」最終評価のとりまとめ方針

モニタリング分科会において別紙のとおり対応方針をとりまとめている。

3 「東京湾再生プロジェクト」に係る平成25年度以降の取り組み方針について

「東京湾のモニタリングに関する政策助言（平成20年3月、東京湾モニタリング研究会）」に掲載され、現時点で未実施の項目に関して、検討の状況を整理し、今後のモニタリングの指針とすることとしている。（別紙対応方針3. 参照）

平成 24 年 2 月 8 日
東京湾再生推進会議モニタリング分科会

最終評価に対するモニタリング分科会の対応方針

最終評価全体の対応方針については未定であるが、東京湾再生推進会議モニタリング分科会（以下「分科会」とする。）としては以下の事項をふまえて適切な対応をとることとする。

1. 第 2 回中間評価以降の主な取組み

分科会においては、「東京湾再生のための行動計画」（以下「行動計画」とする。）の施策に加えて、「東京湾のモニタリングに関する政策助言（平成 20 年 3 月、東京湾モニタリング研究会）」（以下「政策助言」とする。）を受け、新たな施策にも取り組んできているところである。ただし、「政策助言」には、中長期的な取組みもあり、実施可能なものから取り組んでいるところであり、現時点で未実施の項目も存在する。

2. 基本的な対応方針

基本的に、第 2 回中間評価の方法と同様に、個別施策の評価を実施するとともに、10 年間の「行動計画」の取組における東京湾の水環境の改善状況について評価を実施する。

3. 個別施策評価の方針

「行動計画」の施策及び「政策助言」を受けて新たに取り組んでいる施策について評価を実施する。「政策助言」に掲載され、現時点で未実施の項目に関しては、今後のモニタリング施策の指針となるよう、検討の状況を整理する。

4. 東京湾の水環境の改善状況評価の方針

付録「東京湾の水環境の現状」として、平成 23 年度の状況と、経年的な変化のわかる資料を作成し、評価を行う。その際、東京湾水質一斉調査の結果を用いる等により、解析して判明した事項などを盛り込み、水環境の改善が見られた点を積極的に記述する。アピールポイントの評価にあたっては、数値のみではなく市民の実感を尺度とした達成状況を盛り込むこととする。

「東京湾の水環境の現状」のとりまとめについては、東京湾モニタリング研究会より専門的な助言を受けることとする。